

開 会

【岡田総務課長】 それでは、お時間になりましたので、ただいまから国土審議会土地政策分科会第1回国土利用計画部会を開催させていただきます。

私は、国土計画局総務課長の岡田でございます。

本日は、お忙しい中をご出席いただきましてまことにありがとうございます。本日は、国土利用計画部会の第1回の会合でございまして、部会長選出の手續までの間、暫時、私が司会を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

会議の冒頭に当たりまして、本日の会議の公開につきまして申し述べさせていただきます。国土審議会運営規則第5条の規定によりまして、国土審議会の会議は原則として公開することとされております。これは同運営規則第8条の規定によりまして当部会にも準用されておるところでございます。したがって、この部会におきましても、本審議会の方針に従いまして、会議、議事録ともに原則として公開をするということといたしまして、本日の会議につきましても一般の方々に傍聴をいただいております。この点につきまして、あらかじめご了承いただきますようお願いを申し上げます。

本国土利用計画部会でございますが、去る平成16年5月28日に開かれました第8回の国土審議会土地政策分科会において設置が決定されたものでございまして、お手元の資料2として部会の設置要綱をおつけしているわけでございますけれども、そこにもございますように、国土利用計画に関する事項を調査審議いたしまして、その結果を土地政策分科会に報告していただくということを任務としておるところでございます。

次に、当部会に所属をいただいております委員につきましては、国土審議会令の第3条第2項に基づきまして、土地政策分科会長にご指名をいただいたところでございます。皆様方には、ご多忙にもかかわらず部会への所属をご快諾いただきましたこと、まことにありがとうございます。

新委員の紹介

それでは、本日は第1回目の会合でございますので、委員の方々をご紹介させていただ

きます。順次読み上げさせていただきます。

有田博之委員でございます。

【有田委員】 有田でございます。よろしくお願いいたします。

【岡田総務課長】 遠藤日雄委員でございます。

【遠藤委員】 遠藤でございます。

【岡田総務課長】 小林重敬委員でございます。

【小林委員】 小林でございます。

【岡田総務課長】 榛村純一委員でございます。

【榛村委員】 榛村です。

【岡田総務課長】 武内和彦委員でございます。

【武内委員】 武内でございます。

【岡田総務課長】 千田正委員でございます。

【千田委員】 千田でございます。よろしくお願いします。

【岡田総務課長】 根本祐二委員でございます。

【根本委員】 根本でございます。よろしくお願いします。

【岡田総務課長】 星野順子委員でございます。

【星野委員】 星野です。よろしくお願いいたします。

【岡田総務課長】 三好吉清委員でございます。

【三好委員】 三好でございます。よろしくどうぞ。

【岡田総務課長】 鷺谷いつみ委員でございます。

【鷺谷委員】 よろしく願いいたします。

【岡田総務課長】 亘理格委員でございます。

【亘理委員】 亘理です。よろしく。

【岡田総務課長】 皆様方におかれましては、本日の部会の運営についてご協力賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

国土計画局長あいさつ

それでは、第1回目の会議でもございますので、本日の議事に入ります前に、国土計画局長の尾見からごあいさつを申し上げたいと存じます。

なお、国会審議の関係上、国土計画局長は審議の途中で退席をいただきますので、よろしくご了承賜りたいと思います。

【尾見国土計画局長】 今、ご紹介いただきました国土計画局長の尾見でございます。委員の皆様におかれましては、平素から国土行政につきまして、いろいろとご指導を賜っております。厚く御礼申し上げたいと思います。

本日は、年度末の大変ご多忙中にもかかわらず、国土利用計画部会にご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

この国土利用計画部会は、国土利用計画に関する事項を調査審議するというもので、今、司会の総務課長からお話がありましたように、昨年の土地政策分科会で設置され、本日、第1回ということに相なります。この間、私どもでは、国土利用計画について、別の形で研究会で勉強させていただいてまいりました。

あと1点ご紹介しておきたいと思うことは、この間、国土計画の改革というようなことで、国土利用計画も含めて、やはり新しい時代に対応していろいろな仕組みをもう1回から考え直すのではないかなというように、いろいろ議論してきたところだと思いますが、全体すべてをとすることはなかなか一朝一夕にできることではないかなということもあると思います。ある範囲で国土計画について仕組みをちょっと変えようということ、この3月1日に法案を提出させていただきました。国土総合開発法の抜本改正ということになると思いますが、それをベースにして国土利用計画法との関係についても若干の整理をさせていただきました。あるいは、大都市圏計画とか、地方開発促進計画とか、そういうものについても考えておりますが、基本的には、今まで戦後60年以上になるのでしょうか、一貫して人口が増えて、それに伴って、踊り場はございましたけれども、それなりの経済成長をきちんと果たして、そこで開発をベースにした全総計画をもとに走ってきたわけでありまして、やはりこれからほんとうに人口減少社会に突入するというところで、今までの仕組みや物の考え方はやっぱり大きく変わらざるを得ないだろうと。それを国土の利用とか保全とかということがおそらく中心になって、ストックを活用していくということが主な命題になるだろうということで、成熟社会型計画というようなものにすべきではないかという点が1点であります。

それともう1つは、国土づくりは、やはり地方と国の本来共同作業で行うべきものではないか。今までは国が基本的に絵をかいて、その方針でということで、国土の均衡ある発展という大命題のもとにやってまいりました。国土の均衡ある発展そのものの考え方は、

これからも引き続いていく必要があると思っておりますが、同時に、やはり地域の声をベースに物を考えていただく、地域間がある意味で連携したり、あるいは場合によっては競争したりしながら自分たちのことを考えていく。その中で国が一定の方向づけをしたり、あるいは調整をしたりと、そういう役割分担になるのではないかと。そんなことで、1つの新しいスキームをつくったらと考えております。

そういうことで、これから予算審議に引き続いて法案審議が行われるわけでありますが、予算に関係しない法律ということで多少審議は先のほうになると思いますけれども、できましたら順調に6月の会期中には何とか成立をさせていただけるように、今、努力しているところでございます。

全体としては、方向については、いろいろな方面からのご意見を聞いていますが、方向としては、ご賛同いただける部分が多いのではないかと受けとめておりますけれども、要は、方向を変えるということございまして、その時にどういう中身のものができるといことだと、そういうことに尽きるのではないかと思います。そういう意味で、これからほんとうの作業が始まるわけで、この国土利用計画につきましても、新しい国土計画、国土形成計画と一体なものとして作成する。そういう大きな整理をしております。

国土利用計画法は、必ずしも全体的なことを考えてというよりも、やや応急的な側面もあったわけでありまして、しかし、すべてのものについて最も上位の基本の計画とされているわけでありまして、これがやっぱり1丁目1番地になるということだと思います。国土形成計画と、そういう意味では、内容、思想、考え方、そういうものをきちっと整理していくということが必要かと思っております。そういう意味で、これからの審議の方向だとか、やり方とか、そういうことについてもいろいろ工夫をしていかないといけないと思っております。

いずれにしても、今後の計画づくりの柱として大変重要なものだと考えておりますので、委員の皆様には、より積極的なご審議をお願いしたいと思っております。今後ともよろしくご指導、ご鞭撻をいただきますようお願いをいたしまして、開会のごあいさつにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 事

(1) 部会長互選

【岡田総務課長】 それでは次に、部会長の互選をお願いしたいと存じます。

国土審議会令の第3条第3項の規定に基づきまして、部会長は部会に属する委員、それから特別委員の方々の中から互選をしていただくことになっております。いかがいたしましょうか。

【榛村委員】 部会長につきましては、国土審議会調査改革部会や土地政策分科会でご活躍され、また土地政策や国土政策について深い学識を有しておられます小林重敬委員にお引き受け願ってはと思いますので、ご提案申し上げます。

【岡田総務課長】 ただいま榛村委員から、小林重敬委員にいかがかというご提案がございましたけれども、皆様のご意見はいかがでございましょうか。

(「賛成」の声あり)

【岡田総務課長】 それでは、ご異議ないようでございますので、小林重敬委員に部会長をお引き受け願うことといたします。

それでは、小林委員、部会長席にご着席をいただきますようお願い申し上げます。

また、これ以降の議事運営は部会長をお願いをいたしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【小林部会長】 それでは、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま部会長に選任されました小林でございます。局長さんのお話もございましたように、国土利用の実態も大きく変わってございますし、それを支える枠組みもこれから大きく変わろうというところだと思います。その動きの中では、国土利用計画のポジション、役割が変わってくるのではないかと私は期待しております。従来よりも位置づけの高い意味のある計画になる方向が見えてくるのではないかと。そういう方向に向かってぜひ皆様の忌憚ないご意見をいただきながら審議を進めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、まず最初に私からお諮りしたいことがございます。国土審議会令第3条第5項の規定に基づき、あらかじめ部会長代理を指名させていただくということでございます。まことに恐縮でございますが、武内和彦委員に部会長代理をお願いしたいと思っております。

【武内委員】 武内でございます。よろしくお願いいたします。

【小林部会長】 よろしく願いいたします。

議 事

(2) 国土利用計画について

それでは、お手元の議事次第にございますが、議事に入らせていただきます。

本日の議事は、4にございますように、国土利用計画について、事務局からご説明いただいた上で、自由な討議をさせていただきたいと思います。

それでは、事務局から議事につきましてご説明をお願いいたします。

【橋本計画官】 それでは、まず資料の確認をさせていただきます。いろいろございますので確認させていただきます。

まず、議事次第がございます。

それから、本部会の委員名簿でございます。

それから、配布資料一覧。

資料1が、「土地政策分科会国土利用計画部会の設置について」というペーパーでございます。

資料2が、「国土利用計画部会設置要綱」です。

資料3が、「国土利用計画（全国計画）の策定準備について」、これは数枚ございます。

資料4が、「国土利用計画の概要」ということで、これも数枚ございます。

資料5は、少し厚いものになってございますが、「国土利用を取り巻く情勢の変化」となっております。

その後に参考資料が1から5までついております。

以上でございますが、よろしゅうございましょうか。

それでは、まず資料1から4までをご説明させていただきます。

資料1と資料2は対になった資料でございます。これは冒頭、局長からも申し上げましたように、昨年5月に土地政策分科会に提出し、諮られたペーパーでございます。

資料1は、国土計画局という事務方から土地政策分科会に国土利用計画部会の設置をお願いしたというペーパーでございます。

2のところに、「現行国土利用計画の点検を行い、国土利用のあり方に関する今後の課題について検討する必要がある」と。

3で、「このため、土地政策分科会に国土利用計画部会を設置し、調査審議をしていただくをお願いしたい」という、こういうペーパーをお諮りしまして、その結果、資料2にございます国土利用計画部会設置要綱というのが、当日、土地政策分科会で決定された

ということでございます。

特に2の（任務）のところで、「部会は、国土利用計画に関する事項を調査審議し、その結果を土地政策分科会に報告する」という任務になってございます。

資料1と2は、昨年のご報告のようなことでございますけれども、その後、資料3が、今回、本日初めてお出しするというものでございます。

その前に、ちょっと順序が前後になるんですが、資料4で、一応ざっと国土利用計画の概要ということで、ほんとうにポイントだけを簡単にご説明させていただきたいと思います。

まず、その目的として、「総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする」ということで、こういう法律がございまして、国土利用計画につきましては、3つ目の丸の構成にございますように、全国計画、都道府県計画、市町村計画という3段階で構成されているということでございます。

それから、次の丸で、計画事項ということで、具体的にどういふことをその計画の中で記載して定めるのかということで、3つありまして、①国土の利用に関する基本構想、②国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要、それから③で前号に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要という、こういう3つのことを定めるということになっております。

それから、計画の策定手続に関しましては、全国計画は、「国は、国土の利用に関する基本的な事項について全国計画を策定」するということございまして、国土交通大臣が全国計画の案を策定して閣議決定をすると。国土審議会及び都道府県知事の意見を聴取する等の手続によってつくっていくということになってございます。

それから1枚めくっていただきまして2枚目のところの真ん中辺で、計画の基本性というのがございまして、「全国計画以外の国の計画は、国土の利用に関しては、全国計画を基本とするものとする」という基本姿勢がうたわれているという、ざっと言いますと、国土利用計画というのはこういうものでございます。

ちょっと順序が前後してしまいましたけれども、資料3に戻っていただきまして、国土利用計画、今申し上げた全国計画の策定準備ということで、本部会でこういうことをお願いをしたいという事務方のペーパーでございます。

1. は全国計画の概要ということで、3回目の三次計画が現在の計画ですけれども、この概要を書いたものでございます。三次計画は、平成8年2月に、当時の土地政策審議会、

現在の土地政策分科会になってございますけれども、ここの答申を受けて２月に閣議決定されています。

現行の全国計画は、その内容としては、最初のパラグラフにございますように、土地利用転換の圧力が弱まる、国土利用計画はその当初から土地利用転換をどう考えていくかというところがかかなり大きな柱だったわけですが、それがだんだん弱まってきた。なお都市化の進展、経済社会の安定が進む中、土地需要の量的調整というものは部分的にある。あるにしても、その後でございますような①、②、③というような観点を基本とした土地利用の質的向上を図ることが課題であるという大きな考え方のもとに、第２パラグラフにあるように、平成１７年を目標として目標値を定めて、そのための具体的な措置として、第３パラグラフにあるような考え方をもとに措置の概要を示しているという計画になってございます。

これを今回、次の計画の策定を目指して行って、その策定の準備をしていきたいということでございまして、２にございますように、策定準備の理由としては、まず（１）に現行の全国計画の利用区分ごとの規模の目標年次が平成１７年であるということと、その中で既に一部目標と実勢の間に乖離が生じてきているというものがございます。これはあとで少しご説明します。

それから、次のページの理由の２番目として、（２）にございます。まず、人口動向が、これは冒頭のあいさつでも申し上げましたように、人口動向が平成１８年、来年あたりを境にして、ずっと増加基調で来たものが減少基調に大きく転換していくということで、国土の利用を考える際に最もベースになる人口の動きがこれまでと正反対の動きになるということがございます。これに伴って、土地利用の転換圧力も一層低下してくるのではないかと。

そのほかにも、地球環境の問題とか、森林とか、農地の国土管理水準の低下の問題とか、こういう１０年前と比べて、当時はそれほどまだ大きな問題ではなかったものが非常に大きな問題になってきていて、国民の意識もかなり変わってきているということがあって、国土利用をめぐる大きな情勢に変化が生じていることから、次の国土利用計画の策定を準備する必要があるということでございます。

それから３番目に、今後の進め方としては、（１）で、これも冒頭ご説明いたしましたように、この国土利用計画の全国計画と、新たに法律を改正してつくろうとしております国土形成計画全国計画を一体のものとして作成していこうという国土総合開発法等の改正案

が、現在、国会に提出させていただいたところでございますので、この国土利用計画の作業も、法案の審議状況とか、あるいは両計画を一体のものとして作成するという考え方を十分に踏まえて、かつ現行の目標年次が平成17年とされていることも十分勘案して進めないといけないのではないかと考えております。

それから、(3)の具体的に作業を進めるに当たっては、この部会の上部機関であります土地政策分科会で十分に審議をいただくということや、国土形成計画との一体的な関連ということから、国土審議会における調査審議を十分に行い連携を図るという進め方をすることが必要だと思っております。

また、都道府県知事とか、あるいは国民一般の方々の意見を十分に反映させるよう、そのような措置もこれまで以上に考えていかないといけないと思っております。

それから、最後のページは目標のところでございます、現在の計画が一応こういうような目標になってございます。一番左側が計画の基準年ということで平成4年、それから真ん中が統計上最新のデータということで平成14年、それから一番右が平成17年の目標年ということになってございまして、幾つかのところでは既に違っているようなところが出て、かなり合っているところもありますし、間違っているところもあります。

例えば農地のところで、目標としては490万ヘクタールですけれども、平成14年の現在で477万ヘクタールというように、既に目標値を下回っているというようなものも出ているということが、先ほど申し上げました目標と実勢の間に既に乖離が生じているということの1つでございます。

資料1から4の説明は以上でございます。

【小林部会長】 それでは、ただいま事務局から資料1から4の説明がございましたので、これに関連して、何かご質問、ご意見があればいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

【三好委員】 土地利用の規模と目標というところの数値なんですが、その数値に対していろいろな数値がありますよね。この数値を使っているのは、農水省から出た基本的なあれからですか、農地の場合。

【小林部会長】 農地は、税制上の農地の区分とか、いろいろあるみたい……。

【三好委員】 農地もあるし、市町村が出しているやつもありますし、農水省が出して

いるやつがありますし、実際に意識調査をして農家を一軒一軒当たって5年に一遍やる数値がありますよね。この数値は、毎年行っている……。

【橋本計画官】 地目によっていろいろな統計を使っています。基本的な考え方としては、現況の土地利用がどうなっているかというのをできるだけつかまえようということです。農地に関しましては、これは農水省の「耕地及び作付け面積統計」を使っています。

【三好委員】 1年に一遍出されるやつ。

【橋本計画官】 はい。その田及び畑の合計を使っているということです。

【三好委員】 そうしたら、今後検討していくに当たっては、その数値を基本としていくということでもいいですね。各市町村から出ているような……。ばらばらなんです。神奈川県へ行ってやりますと、結局、農業委員会が実際に意識調査した農地面積と、それから市町村で出している固定資産税等にかかる農地の面積と、それから農水省が出す面積、みんなばらばらなんです。ですから、非常に議論をしていくときに混乱してしまうんです。まして横浜市が議論するときには横浜市の固定資産税でいってしまうんです、台帳から。ですから、見ると面積が違ってしまっているんです、農地の場合。ですから、ここでは、この農地を検討していくのは、要するに、センサスを得るのは農水省から出る年に1回の現状調査を基本としていくと、それでいいですか。

【橋本計画官】 はい。データの継続性とか制度という面から、基本的にはそういう考え方にしていきたいと思います。

【三好委員】 はい、わかりました。

【小林部会長】 よろしいですか。

【三好委員】 はい。

【小林部会長】 ほかにいかがでしょうか。

あとの議論になると思いますけれども、従来はこの規模の議論が土地利用計画の中心的なテーマであったんですが、今後それだけでよろしいのかどうかというようなことも含めてご議論いただく可能性がございます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、私から質問したいんですけれども、先ほど新たに国土形成計画が議論され、法案が出されていると。その国土形成計画と国土利用計画の一体性という言葉があったんですけれども、一体性という意味は、どのような段階での一体性ととらえたらいいいのか、もしお考えがあれば教えてください。

【総合計画課長】 今回の国土総合開発法の改正では、もともと国土利用計画の全国計画と国土全国総合開発計画の全国的計画についての統合というような議論がずっと進んでおりましたけれども、そのこのところの宿題を果たすという観点から、国土利用計画の全国計画と、国土形成計画の全国計画を一体的に作成いたします。これはどういう手続かといいますと、法律が制定をしまして、それから計画をつくっていく間に、両者を緊密に連携させながら審議をしていくということでありまして、最終的には、同日閣議決定、合本という形にしたいと思っております。

国土形成計画と国土利用計画の間で若干オーバーラップするような内容も入ってくるかとは思いますが、今回、例えば国土形成計画の中では、海域というようなことも扱っていくということになっておりますので、そういった状況については、国土利用計画の中でも検討していく必要があるのではないかと考えております。できるだけオーバーラップ、重複は避けたいと思っておりますけれども、やはり国土形成計画、国づくりの計画の中に土地利用の要素を十分に加味して計画をつくっていく必要があろうかと思っておりますし、国土利用計画を考える上でも、これまでの需要の拡大、右肩上がりの時代から、土地利用を整除していくといったらよろしいのでしょうか、国土利用の質への転換ということを十分に考慮した国土利用計画、お互いに影響を与えながら審議をしてみたいと思っています。

【小林部会長】 はい、わかりました。どうもありがとうございます。

一体性の議論はそのような形で、手続の一体性と、場合によっては内容についても両者が連携していく部分が出てくるというようなお話でございます。よろしいでしょうか。

ほかに何かございますでしょうか。

もし特になければ、また後でお気づきの点があればご質問いただく、あるいはご意見をいただくということにしまして、次の議論に移らせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、事務局、お願いいたします。

【橋本計画官】 それでは、資料5「国土利用を取り巻く情勢の変化」ということで、データとかがございますので、少しこれをご説明させていただきたいと存じます。

これは、現在はどんなような国土利用をめぐる課題があるのだろうかということで、主なものを集めたものでございます。1ページ目に、総括表のようなものがございまして、ここに書いてあるようなことを中心に後ろの資料を見ながらご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、2ページ目でございますけれども、たびたび申し上げて恐縮ですが、人口

の長期的な推移ということでございまして、2006年で、これは国立社会保障・人口問題研究所の推計等をベースにしているわけでございますけれども、1億2,700万人余りのところをピークとして下がっていくだろう。これは現行の趨勢での推計ということになるわけですが、そうなるだろうと。2050年ぐらいには、大体1億人ぐらい、現在の8割ぐらい。推計によって数値はいろいろあるんですけれども、そのくらいになるのではないかとということで、いずれにしても減っていくことは間違いないということでございます。

それからもう1つ、土地の利用を考えるときには、世帯数ということも非常に重要になるわけでございますけれども、図2のところで出しておりますけれども、世帯数は上のほうの三角で書いてあるところでございます、これは2000年を1としてどうなっているかということで、上が世帯数、下が人口ですが、世帯数のピークというのは、人口のピークより少し遅れてやってくる、10年ぐらいでしょうか。少し遅れてやってくるということでございます。それにしても、20年とか、そういう長期の視野に立ちますと、世帯数も人口もあわせて減っていくというようになっていくのではないかとということでございます。

ちなみに、三大都市圏、地方圏を見ますと、地方圏で減るのが早いというか、大きいということが出ております。

それから、少し資料としては飛ばしていただきまして、5ページ目のところで、国土利用、土地利用の面ではいわゆる農林業的土地利用から都市的土地利用、要は、農地林地から宅地等への転換というところにずっと圧力があったわけですが、これがどうなってきたかというのが図9でございます。この国土利用計画ができた前後の一番左側のあたりは、非常に転換が激しかったわけですが、それが一たん減ってきて、バブルのころにまた少し増えて、平成4年からずっと減少傾向になっております。平成4年から見ると、現在、平成13年までのデータでございます、半分ぐらいの感じということでございまして、おそらく人口とか世帯数が減るということを考えると、これはもっと減ってくるのではないかとこのように感じております。

それから、少し飛ばしていただきまして、新たな動向としましては、7ページ目のところに資料をつけてございますけれども、環境の問題が非常に大きな問題でございまして、ご案内のように、地球環境問題に関しては、ことしの2月に京都議定書が発効しました。これは基準年に比べて日本は6%の温暖化ガスを削減しようということでございますけれども、

ども、そのうちの3.9%を森林が吸収するという一応計画になってございますので、こういう森林を確保していくというようなことが1つの国土利用の重要な課題になってくるといことで、これも非常に深い関係があるといことでございます。

それから、さらに飛ばしていただきまして9ページ目のところで、いろいろなアンケートを見たものでございますけれども、図18、右上は「日本の国や国民について誇りに思うこと」といことで、一番左側が多いわけですが、**「長い歴史と伝統」とか、特に2番目のところに「美しい自然」というものを回答される率が上がった。**それから、下のところ、図19は「今後の国土づくりにおいて力を入れるべき点」として、「災害に対する安全性の確保」、「自然環境の保全」といような項目が高い割合を占めているといことがございます。

それから、11ページ目以降で、主として都市地域についてどういことがあるだろうかといことでございまして、図22でございまして。人口が減ってくるといことで、都市地域の市街地の面積が減ってくるといことが、トレンド推計をしてみるとそういう結果になるといことでございます。ここで市街地の面積といのは、1キロ四方のところに4,000人以上の人が住んでいるとい、これは国勢調査の定義を援用しているわけですが、そういう定義をして推計してみますと、2000年を1としますと、×××がその地方の都市でございまして、地方の都市では50年後に0.37といことで、37%ぐらいまでになってしまう。それから、その他のところでは、少しそれがまた増えてくるんですが、2015年から20年ぐらいからは下がってきて、2050年には全国平均では0.79までといことがございます。

また、図23にございましてように、同じ市街地といっても人口密度がどんどん減ってくるといことがございます。

いずれにいたしましても、そういうことで、市街地の面積が縮小するとか、要は、にぎわいのあるところがだんだん減ってくるといことでございまして、地域の活力低下とか、逆に低未利用地とかが虫食いの的に発生するといおそれも考えないといけないのではないかといことでございます。

それから、13ページ目のところで、やはり都市地域を中心に空き家の率が増えていますといことが図27でございまして。これはかなり長い統計で、もう50年ぐらいの統計でございまして、継続的に増えていて、2003年が最新ですが、12.2%までの空き家率になってきているといようなことがございます。

また右側、図28、地域別に見てみますと、全国よりは上にいくところは、大都市では京阪神地域です。

それから、次の14ページ目を見ていただきたいんですけども、図30で自然面率の推移ということで、自然面率というのは、注2にございますように、田畑、森林、荒地、河川、湖沼、海岸等というところの面積でございますけれども、そういう率がどのくらいあるかということでございますけれども、左側が三大都市圏、右側が地方圏、それぞれを市街地と都市地域とに分けましたけれども、いずれにしても減っているということがございます。特に市街地ではその減り方が激しいということでございます。20年間ぐらいで大体3割ぐらい、あるいはそれ以上減っているということでございます。

それから、下の図31は通勤通学の交通利用の手段を見てみますと、自家用車利用率というのが上がっているということでございます。特に右側の図を見ていただきますと、これは市街地・郊外部別でございますけれども、三大都市圏も地方圏も郊外部で自家用自動車の利用率がかなり増えているということがございます。

それから、地域別の地域類型ごとに見て、農山漁村ではどういふことがあるかということを見てみますと、15ページ目でございますけれども、これは山林でございますけれども、一言で言うと、管理が行き届いていないような山林がかなりあるということでございまして、図32は間伐をしたかしたなかったか、それから右側は植林をしたかしたなかったかということでございますけれども、間伐で大体6割ぐらいがしていない、それから植林では7割、8割ぐらいがしていないというような状況になってございまして、下の、これは愛媛県だけの例ですけども、放置されている森林がかなりの割合あるのではないかとということでございます。同じ森林の面積があると言っても、その質が非常に低下してきているのではないかとこの心配であります。

それから次の16ページ目は、農地に関して見ますと、森林と同じような問題で耕作放棄地が非常に増えているということでございます。図34は耕作放棄地全体の面積の10年間の変化ということで、2000年の段階で34万ヘクタールぐらいありまして、この面積は大体東京都の面積の1.5倍ぐらいということです。

下の図36を見ていただきますと、かい廃面積の推移ということで、どういふかい廃がされているかということで、1990年ぐらいを見ると、工場用地・宅地等への転用というのが1位だったんですけども、それが95年で耕作放棄地がトップに出てきて、その状況はずっと変わっておりません。

図が全体的に右下がりになっていまして、毎年の発生量は減っているんですけども、それでも1万ヘクタール以上の耕作放棄地が毎年出ているというような状況でございます。

それから、次の17ページ目は、これは集落機能が低下しているということで、図38は農家がゼロになった小規模な集落、あるいは無住化の集落が、この10年間でですけども全国で410集落あります。この数が多いか少ないかというのはあるんですけども、その410集落で右側にありますような推計をしてみますと、その背後に耕地とか林野の面積をかなり持っている、そういうところが農家がなくなっているということでございまして、要は、国土資源管理という観点からは大きな問題を生じているということでございます。

18ページ目は、そういう中で先ほどもおっしゃられました森林農地に新しい期待というか、側面が出てきているということで、図40はCO₂の吸収ということでございます。2010年で、一応、計画上はCO₂の吸収というのはいろいろな条件があって、そのカウントされる、されないというのがあるんですけども、計画上は一番右側の議定書上の吸収量1,300万炭素トンというのが一応計画にはなっているんですけども、平成10年から14年のベースで計算してみると、右側の図のように、それが1,030万炭素トンということで、目標には届いていないのではないかなというようなことでございます。

それから、下の41番目はポンチ絵でございまして、バイオマスとしての利用という側面も非常に期待されてきているということで、管理が大変だと言いつつも、そういう新たな期待、動きというものがあるのではないかなということでございます。

それから、地域の類型としては、自然維持地域というのが現在の三次計画の中でもあるんですけども、そういう地域について見ますと、19ページ目でございまして、生物多様性上重要な地域、特に下の図ですと湿地とか干潟というのが大きく減少しているということがございますし、次の20ページ上の図にございまして、絶滅のおそれのある野生動植物、これは種の比率ですけども、いろいろな種で2割ぐらいが比率を持っております。

そういうような中で、21ページ目で、こういうような自然というものを体系的に保全しようという考え方、ここでは水と緑のネットワークと書いてありますけれども、エコロジカルネットワークとか言い方はいろいろとあるんですけども、そういう考え方があって、町田市等では、一部実際にこういう動きが動き出しているというような新しい動向ということでございます。

非常に雑駁でございますが、全体はこういうような土地利用に関する動きがあるのではないかとということでご説明とさせていただきました。以上です。

【小林部会長】 ありがとうございます。

それでは、現下の国土利用をめぐる情勢の変化について、資料を用いてご説明いただきました。今日はこのような資料、あるいはそれに関して皆様がお持ちのさまざまな情報をもとに、自由に国土利用に関するご議論をさせていただきたいと思っております。どこからでも結構ですので、ご意見があればいただきたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

【武内委員】 資料について説明をいただければと思うんですが、人口が減少するということがこれからの計画の中で非常に重要な要素であるということはよく理解できるわけでありまして、またそれに伴って、トレンド分析だけだと思いますけれども、市街地が相当程度地方都市を中心に縮小するということが予想されている。そこまではいいんですけれども、一方で、自然面率というのを見ますと、これは減少傾向が続くような説明になっているように思うんですけれども、例えば、論理的に言って、市街地が縮小して自然面率が減少するということはどうなのかなというふうな、その辺の全体の大きな流れの中でいろいろなものを絡めて考えたときに、若干今はまだ論理矛盾があるのではないかなと思うんですが、それは質問ということでお答えいただければと思うんですが。

それからもう1つは、ここではあまり強調されていないんですが、やはり人口減少と高齢化の進行というのが特に地方では非常に深刻になっていると予想されるわけですが、そうなりますと、いわゆる医療とか福祉という問題と、今の人口減少とか、土地利用のかい廃とかという問題が相当絡んで議論の対象になるのではないかな。従来の国土利用計画ですと、あまりそういうことは問題がなくて、それは構成的な議論の中で議論されるべきで、これは国土計画には関係ないというふうな感じなのかもしれませんが、やはりこれは深刻な国土計画上の課題という、国土の安全・安心というようなことを入れようとすると、単に防災だけではなくて、そういういわゆる福祉を底支えするような基盤整備というものをどういうふうにするかとか、そんなことを少し考えなければいけないと思うんですけれども、これは意見かもしれません。

それから3つ目ですけれども、これは強く言っているんですが、これは全総の場合には、今度は国土形成計画になる中で、海外との連携という話があったんですけれども、これは国土利用計画は現行法のままで改正するわけで、後でひつつけるんですけれども、ひつつ

けたときに、新法で少し伸ばせるところと、それから旧法で伸ばせないところのずれが生じるのかどうかです。例えば、海外との連携なんていうのは、おそらくこれは国土利用計画法をつくった時点ではあまり意識されていないと思うんです。ですから、そういうふうなものでどういうふうにかえるのか。

先ほどの例えば福祉みたいな話にしても、要するに、人口を補てんするために海外からどれだけ人を受け入れるかという問題があって、例えばフィリピンの介護士みたいなやつが、今、大きな話題になっていると思うんですけれども、ああいうものも私も大学の中でもそういうものに対して少し日本の看護学というものがシェアを広げていかないと対応できないのではないかというご意見も学内ではいただいたりしているんですけれども、それはちょっと別な話かもしれませんが、そういう観点で海外のさまざまな動向と日本の国土利用の将来というものを相当リンクして議論されていくということになるのだろうと思うんです。ですから、その辺の旧法という枠の中でどれだけ議論できるのか、ちょっと私は疑問があるんです。

3点申し上げましたけれども、お答えいただければと思うんですが。

【小林部会長】 いかがでしょうか。それぞれ。局長さん、それでは先に。

【尾見国土計画局長】 私、国会に行きますので。

今、最後におっしゃった点は、大変今回の制度改革の中で、国土利用計画法をそのままでもいいのかという問題意識は当然あったわけでありまして。ただ、国土利用計画法は、その中で基本的に土地問題についてのいろいろな政策ツールが、土地利用基本計画のありよう、これは繰り返し繰り返し議論になったところでありまして、そのほかにも土地の取り引きの適正化のための仕組みだとか、そういうものがございます。そういうものを具体的に今の時点、今後をどう見据えてどうするかというあたりは、実は土地・水資源局を中心に議論をさせていただいているわけでありまして、なかなか具体的に今の時点でこういう方向でということがなかなか出てこないということがございました。いろいろな外部条件もあると思います。農水省さんの食料・農業・農村基本計画、そういう議論もやっぱり踏まえないといけないというようなこともあって、もう少しそっちは時間がかかるだろうと。そうすると、法律の世界では、この目的のところだけちょこちょこいじるとか、そういうことはなかなかしにくいところがありますので、非常に法制的な理由から、それはそのままにしてありますが、元来、かなりアバウトなというか、国土総合開発法もそうだったわけでありまして、何でも書けると、ある意味ではどういうことを視野に入れてもいいという

ような側面もありますので、その点は今、武内先生がおっしゃったように、海外の視点というのは、これから東アジア等は大きく影響してくる中で、食料の問題、エネルギーの問題、今の福祉とか、介護、医療の問題も大きくかかわってくることは間違いないので、そういうものを踏まえて議論していただくというのは、国土利用計画の新しい方向としても私は十分必要なことだと思いますので、そう遠慮しないで議論していく必要があるのではないかと。

伝統的な土地利用の地目別管理とかというようなことは、ほんとうにどうなのか。これまでの議論だとか、例えば有効性とか、そういうあたりもきちっと検証した上で、必要ならば続けていくし、そうでなければ違うものに変えていく、そういうようなことになるのではないかと思います。いずれにしてもその辺のところは、例えば海外との連携を十分視野に入れておりますが、今回の法改正でも海域は入れておりますけれども、海外との連携というものを正面からきちっと書き切れているんだっけ……。

【総合計画課長】 書いてあります。国内外の連携。

【尾見国土計画局長】 書いてある、国内外の、その程度ですから、内容はいかようにでも議論できるのではないかと私自身は考えております。

【総合計画課長】 最後に局長が申し上げましたように、新しい法律に基づきます国土形成計画では、基本理念上は国内外の連携という表現にしておりますけれども、私どもが作っております計画のイメージというような中では、近隣諸国との国土計画をどういうふうに考えるかということもよく考えるということもございます。

それから、局長が今申し上げました東アジアとの関係、これについては日本経済の活性化についてどういう形で連携をするかという側面もございますけれども、やはり国土利用の観点からいたしますと、私どもは今、中国経済がこれからどうなっていくかというところに非常に注目をしているところでございます。昨日、食料・農業・農村基本計画（案）が決まったところで、なかなか議論を蒸し返しにくいところではありますが、例えば、昨日のヘラルドトリビューンでは、とうとう中国が木材について相当な輸入国になって、ここ10年間で木材輸入量が3倍になるだろうという予測も載せておりますけれども、これは木材だけではなくて、食料についても全くそうでございますし、現在、原油価格は高騰、なおかつ鉱物資源、特に鉄鉱石についてはもう急騰しているというような状況でございます。特にこのうち木材と食料につきましては、これは非常に大きなターニングポイントになるのではないかと思います。それがどれぐらいの日本国内の需給率にはね返ってくる

かという問題、もう既に昨日の時点で決着はしておるわけでございますけれども、少し長い観点で見えていきますと非常に大きなターニングポイントを迎える。それはすなわち、最後の地目別面積の話にも出てまいりましたが、これは当然、農地面積をどう考えるか、それからおそらく産業としての可能性が将来出てくると私どもは考えたりもしておりますけれども、それまでの間、農地をどういうふうにして管理をしていくかという問題もございますし、森林も同様だと思います。

したがいまして、国土利用計画にそういう海外の状況が直接これからはね返って地目の予測とかという問題にも反映してくることになろうかと思っておりますので、その辺については海外の状況も十分考慮した国土利用計画を考えていただければと思っております。

それから、高齢化の件につきましては、これは国土形成計画、もしくはむしろ経済財政諮問会議でよく議論していただく話だとは思います。これは特に人口減少が急速に起こっていくような三大都市圏以外のところでの都市サービスをどういう形で供給していくかという問題につながります。土地利用としてはコンパクトシティというような発想もありますけれども、そういうものにはね返ってくるのではないかと考えていますので、その辺についてもよくご議論をお願いしたいと思っております。

【橋本計画官】 それから、自然面率のところの人口との関係で、ちょっとおかしいのではないかと。確かにここは現況までのことを申し上げまして、先ほどのＤＩＤとか、将来のことを言っているのですが、そこは時点が合っていないと言ったら確かにそのとおりで、自然面率のところも５０年とか先を考えていくと、確かに武内委員がおっしゃるように伸びていくという要素は十分にある。

ただ、これはちょっと先走った議論ですけれども、そのときに単に自然に任せて伸びさせていくというだけではなくて、そこをうまく体系的に全体を連携づけてどういう形で伸ばしていくのか。あるいは、その中で市街地の配置がどうなっているのかというようなところは十分考えて今後の検討課題になるものと思います。

【小林部会長】 よろしいでしょうか。

１番目の議論は、おそらくそれぞれが個別にこれまでにトレンドで伸ばしていくとそうなるけれども、それを両者を突き合わせるとおかしい状況になる。それはむしろ計画的にどう考えていくかというのは、我々のある意味で役割だと思いますので、そのように考えていきたいと思っております。

それから、海外との関係は、国土計画の中でかなり重要なテーマとして今議論されてお

りますので、あるいは林業関係では、遠藤先生あたりが何か従来からお話があるようですので、ちょっとお話を伺えますか。

【遠藤委員】 東アジアとの関連のお話が出たんですけれども、木材の場合は、特に環太平洋という視点が非常に大事だと思います。日本に外材が輸入されている産地というのは、大体環太平洋の四大外材産地がありまして、北米、ニュージーランド、南洋材、それからロシア材なんですけれども、こういったところが、特に北米産地からはかなり多く入っていたんですけれども、非常に需給がタイトになってきております。南洋材、それから米材の輸入量というのはやっぱり減っております。

そういった環太平洋の中で中国の存在というのはやっぱり1つ注目すべきではないかと思います。中国は、膨大な木材需要を持っているだけではなくて、環太平洋での新しい新興産地としての姿も徐々にあらわしつつあると思います。

例えば、ポプラを植林して、それを合板にして輸出するような動きもかなり見せておりますので、そうなった場合に、例えば北洋材も日本に入ってくる量が減っておりますし、中国に貨車で入るようになっております。

ですから、そういうことを考えると、さっきの事務局からのご説明にあったように、確かにバイオマスの問題だとか、CO₂の問題で森林に新たな目を向けるというのは、それはそれでいいんですけれども、やはりそう遠くない時期に日本の人工林資源というものに目を向けざるを得ない状況が必ず来るのではないかと私は思っています。

実はそういうきざしが既に見えておりまして、広島県の呉に中国木材という日本で一番大きな200万立方も丸太を擁している米松の製材工場があるんですけれども、その工場が今度、佐賀県の伊万里に工場をつくりまして、九州の杉を中心にして米松と杉の異なった樹種の集成材をつくるということで、もう着手しておりますけれども、その背景には、やっぱり米材が入りにくくなった状況というのが私は1つあると思うんです。そういった中で、大手の米材製材が国内の森林資源に目を向けざるを得ないような客観的な状況というのは、やっぱりもうかなりの程度醸成されつつあるのではないか。そういった中で、繰り返しになるんですけれども、土地利用計画の一環としての森林の扱い方というものを、環境論議だけではなくて、やはり生産的な側面、もちろん採算ベースに合うところと合わないところの選択的管理というのは重要な問題なんですけれども、その辺はぜひ今後の議論の中で1つの大きなテーマに設定していただきたい、そんなふうに思っています。

【小林部会長】 ありがとうございます。

そのような新しい動向が見えてきていて、おそらくそれが国土利用計画、国土利用にさらに大きな影響をこれから及ぼすだろうという予測がされているというところでございます。

ほかに。

どうぞ。

【三好委員】 初めてこの利用について見ていたんですが、何となく国土交通省が話すことより環境省で話を聞いているのかなという感じがしまして、うれしく存じたんですが。

私は、農業会議で農業を中心にやっています、今日はこの国土利用の中に重点的に森林、農業に対してかなり期待という形のものが見えるということで非常にうれしく存じます。

1点ちょっとお尋ねをいたしたいのですが、4ページ、国土利用の推移、4ページのところに、「農用地」は継続的に減少しており、「宅地」、「道路」及び耕作放棄地等が増えていてと書いてあるんですが、1点ちょっと教えていただきたいんですけども、耕作放棄地となった農地はどこでカウントしているんですか。ちょっと教えてください。

【橋本計画官】 耕作放棄地は、この目標上では「その他」になります。「その他」というのが真ん中の図7のところにあるんですけども、「その他」というのは耕作放棄地以外にもいろいろなものが入っているんですけども、農地が耕作放棄地になった場合は、この計画の中では「その他」という分類に入ります。

【三好委員】 そこへ入っている。最近、それほど農地、今、神奈川県が都市化されているところですが、農地がそれほど減っていないんです。ただし、今言ったように、耕作放棄地は増えているんです。ですから、今、その耕作放棄地をどうカウントしているかなと聞いてみたら、その他の部門へ入れているから、要するに、農用地が減っていくという形の中で。それだったら、工業用地なんかは、県工業地帯、部会長がよく知っていると思いますが、ものすごい勢いで荒れ地になっていますよ、今。あれはカウントはどうなんですか。工業用地とか、ああいうのは。

【橋本計画官】 工業用地は、ここでの数値は、経済産業省の工業統計表というものを引用しています、三好委員がおっしゃったように、低未利用なところがあるんですけども、基本的にはこの工業用地という中に入ります。

【三好委員】 入ってしまっているんだ。そのところがちょっとおかしいのではないかなというふうな気がいたしております。

なぜならば、昨日決まりました新農業基本法、カロリーベースで４０から４５に上げようという１０年間の計画が発表されました。そういうところの中に、不耕作農地を２０万ヘクタール農地に戻そうよという計画が今あるんですよね。この中にうたってあるんです。これは農水省がそのとおりいろいろな施策をとってやっていくと思うんですが、これからのさっき言ったように林地、農地というものがこれだけ重要視されてきたときに、これを復活させるためには、どうしてもやっぱり農地を耕作してもらわなければいけない。林地に手を入れてもらわなければいけないということになると、このような形で農地カウントをどんどん下がっているというような、あたかもこういう指示を出されてしまいますと、括弧書きで耕作農地はこれだけありますという形ならいいんですが、農地が減っているわけではないんですよ。要するに、耕作しているのが減っているということなので、何とかそういう意味合いでこれからの会の中で頭の中に入れて国土利用を考えていってほしいという形でいっぱいでございます。どうぞ今後もよろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

【橋本計画官】 ちょっとよろしいですか。

【小林部会長】 どうぞ。

【橋本計画官】 ここはいわゆる地目別面積目標と言っているところで、大きく７つの地目に分けてやっております。我々事務局としても、確かに「その他」の部分がいろいろなものが入っていて、このままでいいのかという問題意識は十分持っています。

特に今ご指摘があったように、耕作放棄とか、そういう問題が大きくなっているときに、「その他」の中に入っていて、その部分がよくわからないという状況になっていてほんとうにいいのかという問題意識は十分に持っておりまして、その辺も十分考えていきたいと思っています。

【小林部会長】 山林の施業放棄地というのは「その他」に入っているんですか。

【橋本計画官】 森林は、施業に関係なく森林のままなんです。

【小林部会長】 森林のまま。

【橋本計画官】 はい。ですから、そういう意味で、ある意味では質といいますか、同じ面積でもどういう質になっているのかということがこの目標のままでわからないというようになっていて、そこも１つの大きな問題だと認識しています。

【小林部会長】 これから量の議論だけではなくて質の議論をやるという趣旨がこの審議会の１つのテーマでございますので、今のようなご指摘をぜひ今後もいただきたいと思

います。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞご自由に。

【鷺谷委員】 私は生態学を専門にしていますので、あんまり土地利用というようなことについてはこれまで知識があったわけでもないのですが、かなり素朴な意見ということになると思いますが、こういう土地利用の計画をつくるときには、日本列島の自然の基本的な構造とか、ダイナミックな特性などについて、これまでどれほど考慮されてきたのだろうかというふうにちょっと疑問に思っております。もし今までそれほどそういうことについて十分な考慮などがなされていないとしたら、これからはそういうこともあるといいんじゃないかと思うんです。いろいろな面から考えていけると思うんですが、土地ということで、まずそのモザイク性のタイプというものがどういうものなのか、これはそれぞれのくりに、自然条件に応じて非常に違うものだと思うんです。

モザイク性とは何を言っているかといいますと、場所によってすごく自然的な条件も違うし、これまでの人の利用の影響を受けた条件も違います。それでそれぞれ違う条件のパッチのようなものが集まって全体を構成しているので、モザイク画のようなとらえ方ができると思うんですが、そのモザイクのあり方というのは、もともとのその地域の自然をベースにして、人の利用もそれをベースにして展開しますので成り立つわけですが、例えば、北アメリカですと、真ん中にプレーリーという非常に広大な平原があって、東の山地やロッキー山脈、それから乾燥地域があって、北部に膨大な森林地帯がもともと成立するすごくモザイクが大きいといいますか、そういうものをコースグレインと英語でいうんですけれども。

それに対して日本は、火山列島で非常に地形も複雑ですし、降水量がモンスーン気候で多いものですから、その水の働きでまたさらに地形も複雑になりますし、場所によって気象条件が、こんな狭い国土の中なのになんか大きく違うということで、非常にファイングレイン、細かくモザイクができているというのがもともとの自然の条件で、昔の人たちは、そのきめ細かさをうまく利用しながら土地利用をしてきて、里山の利用の仕方の知恵というの、そういうファインに物事を見ていくということから、もしかしたらああいうシステムができていったのではないかと思うんですけれども、最近というか、十分な知識はないんですけれども、かなり何か大まかな見方で……。

例えば「森林」という言葉も、いろいろなものが本来「森林」という言葉に入っていま

すね。もともとの天然に近い森林でしたら、あるいは人が若干利用している森林ですと、どちら向きの斜面であるとか、尾根筋とか、谷で水にどのくらい近いかによって樹種とかが微妙に違って、その場所に適した木が優先して、それがつくる環境に応じてまた違う多様な樹種がということで、そういう意味では、その土地の条件に合っていますから、何か災害があったときもすぐ崖が崩れるというようなことはないような森のあり方があったと思うんですけれども、もともと自然の中ではごく一部の特別な場所に生育する針葉樹を一斉にどこにでも、木材を生産するためという目標があって、それはそうでなければいけなかったのかもしれませんが、一般的な言葉としては、そういうものについては樹林ではありますけれども、森林という言葉は、プランテーションと英語では言います。樹木の畑に当たるわけですね。だから、少し無理な立地につくったとしても、畑ですから人が管理していけば、それは材木の生産に役に立つのだけれども、そういうことがないとしたら、その土地に必ずしもしっかり適しているかわかりませんから、災害のときなども崖が崩れたりということが起こりやすいわけですね。

最近の台風でも、豊岡市の市長さんのお話を聞きますと、そういう人工の植林地のようなところの崩壊が目立った。そうではない落葉樹林、人が使ってきたようなところは比較的そういう被害から免れていたということがありましたけれども、一斉に同じような生態系にしてしまったら、ほんとうに畑と同じように管理をすれば、それはそれで生産の場として意味があると思うんですけれども、森林としての多様な機能をそこに期待するというのは難しいということなのではないかと思うんです。

森林という言葉でイメージされるものの中を、やっぱりもうちょっときめ細かい目で見て、安全性ということも、生産を上げるということだけではなくて、安全性だとか、それから国民が最近では自然環境という面でも期待しているとなると、ほんとうにきめ細かい多様なあり方というものをもう一度どういうふうに取り戻すかということも課題になってくるのではないかな。

ベースとなる自然が持っているモザイク性をしっかり読んで、それから人がそこで生活していく、豊かな生活を築いていくための必要性としての利用のあり方、そういうものをすり合わせた上で、日本列島の自然にふさわしい計画というものが必要なのかなと思います。今はやや不健全な状態に生態系のあり方としてはなっているのではないかと思うんです。同じものばかりたくさんあるからこそ、花粉症に私も大変苦しんでおりますけれども、そういうことも起きるのだと思うんです。日本列島の歴史の中でそういう時代はきつとな

かった。ユーラシア大陸などで同じような草原が非常に広い範囲に自然的な条件としてもあるために、古代から花粉症などで苦しんでいた人たちがいると思うんですけども、日本列島では花粉症というのは、やっぱりごく最近、画一的な生態系が、その土地の条件に必ずしも合わない形で広がってしまったということ、それは一例ですけれども、いろいろなひずみとか問題点が今のもしかしたら土地利用のあり方には出てきているかもしれません。感想です。

【小林部会長】 おそらく極めてきめの細かいモザイク性が日本列島の特徴で、それがために国土の隅々まで人々が住み得たというか、住んでいた。それが先ほどご紹介ありましたように、集落がどんどん引いている部分が出てきてしまっていると。それが例えば災害との関連とか、花粉症との関係であるようですけれども、災害との関係で、有田委員、今のお話との関連で何かありますか。突然申しわけないです。

【有田委員】 災害という観点では、ちょっと私、コメントできるほどの情報を持っていません。申しわけありません。

我々は戦後、水田を可能な限り広げてきました。そういう意味では、本来、自然状態だととても水田にならなかったようなところまで食料事情に対応して広げてきたという経緯があります。それが災害とどうつながっているのかというのは私にはわかりません。

【小林部会長】 いや、災害ではなくて農地のほうから、今のお話を受けて何かあれば。

【有田委員】 すみません、ちょっと時間をいただきたい。

【小林部会長】 すみません。それでは後ほどまたご意見をいただくように。

【総合計画課長】 先生からいろいろとご指摘をいただきまして、国土利用の問題につきましては、私も学生のころからエコロジカルプランニングといいますが、いわゆる潜在植生論ということを基本的にはいろいろな形で考えてきたんだと思います。日本の国土というものを自然のサイドから見たときに、やはり土壌ですとか、気候ですとかという自然環境の中で、本来生えるべき植生というものが非常に重要視されるべきなんだと私は思っております。

特に戦後はそういう中で、産業政策上、木材、杉を植えて、それがなかなか産業上うまくいかなかったところで、環境林というような形で何とか維持していきたいと。一部は杉を豊富に植えて、それが災害に結びついているというような状況が多々見受けられるんだと思います。

これからどういうふうに森林を見るかということですけども、今、遠藤先生からも産

業政策として復活する可能性もあるということもありまして、非常に大きなターニングポイントになってきているので、今回の国土利用計画というのは非常に重要なポイントになってきております。

特に災害につきましても、森林があるから災害が保全できるのかといった、いろいろな議論がありまして、森林の多面性とか、多機能性というものをどう考えるか。土砂災害が起こるところを見ますと、森林の根っこから、下から全部いつているというようなこともありまして、森林が生えているからといって必ずしも安全ではないというような議論もあります。そういう土砂災害を起こすところはほとんど植林地域だというような議論もありまして、なかなか定説が定まらないという状況ではあります。やっぱりできるだけ安定をした国土をつくるにはどうしたらいいかということを考えてまいりたいと思います。

【小林部会長】 ほかに何か。

はい、どうぞ。

【榛村委員】 私は一地方都市の市長で、七期やっていますので、土地利用についてどういうことがこの25年・四半世紀に起こっているかという観点から、幾つか考えていただきたいことを申し上げます。

まず第1点は、山陰とか、北陸、東北、北海道とちょっと違うんですけども、日本の多くのところでスプロール化が非常に進んでいて、都市だか、農村だかわからない地域がものすごく増えてきているんです。これを優良農地を守るという形で自然を守り整理するか、それとも全然違う方法で交通整理をしなければいけない。下水政策もばらばらですから、地域における都市性と農村性と自然性というような特性とどう議論をしていくか。今、農業では食えないというような状態が多くて、どの農家も、子弟は三代目の兼業農家になっているわけですけども、所有農地の転用期待なんですね。高く売れないかと思ってしまうということです。これからは都市計画だけではだめだし、農村計画というようなものが必要ではないかという考え方もあるんですけども、純然たる農村は成立しないんですね。だから、農村計画でもだめなんです。

私はそこで自分の町で土地条例をつくって、農振地域でもないけれども、都市計画区域でもない、特別計画協定区域というものを設定して土地利用計画をやるほうが正しいと思ってきたんです。この場合の土地問題と土地利用について計画主体は、市町村なのか、県なのか、国なのか、あるいはその合体なのか、だれが調整するかというようなことがいまだにわかりませんが、そういう実態はスプロール化して、日本の国はだんだん景観も悪く

なるし、何かごみごみごたごたしたような町になってしまっているということが事実としてどう考えたらいいかということが1つ。

それから、そういうことの中でわずかに一生懸命規制的にブレーキをかけてきたのが農業委員会なんです。農業委員会における農地法と農振法、これが唯一の防波堤で、スプロール化やいろいろなことが起こってしまうことの歯止めなのです。だから、もう一遍、人口減少になってくる今の時点における農業委員会の見直しをしなければいけない。農業委員会は公職選挙法で選ばれているんですけども、やや形骸化しているとか、転用の追認だけやっているとところもあるとか、いろいろ国土利用について存在理由を問う必要が出てきているということが2点目の指摘です。

それから3点目の指摘は、森林についてです。今、約1,000万ヘクタール杉・桧・松が植えてあるわけです。そのうちもう全然売れないとか、暴落したとか、山そのものの売り買いがほとんどなくなっているわけです。私も自分が林家として自分の植えた木が今、50年生でかなり立派になっていますけれども、もう30年は切れないなど。その前に中国から引き合いが来るかな、いや、来ても大した値段にはならないだろうということを思っているんです。日本に2,500万ヘクタールある森林のうち1,000万ヘクタール余、1,050万ですか、人工林化してしまったことは事実ですが、それを国土の中でもうちょっと大径木が、80年生なりの大径木にして、それをどう使うかというビジョンが国土利用の中の森林についてビジョンがないんです。大径木ビジョンをつくらなければ、おまえたちは売れないからただ持っていると言うだけではなくて、治山治水のために間伐を国費でやるという制度はできまして、大木にすることはできるようになったけれども、それをどう売るかというようなことについては、何の指針になるものはないんですね。戦後の拡大造林という人工林経営は何だったのかという問題があります。

それからもう1つの森林問題では、日本の森林2,500万ヘクタールは、270万林家が持っているのですが、全然境界がわからなくなってしまって、ごちゃごちゃになってきて、だれの土地だかわからない状況で、それがまた争いにもなったりしているわけです。だから、もう先進国の中で地籍調査で森林が縄のびがあるとか、どこが境だかわからんとか、要するに、零細でものすごい筆数になっているので、これを国土利用上は森林を3つに分けて、水土保持林とか、人との共生林とか、資源循環林と分けましたけれども、そのときの国土調査をもっと森林について真剣にやらなければいけないと思います。これが3点目のことです。

それから4点目のことは、自給率論というものを産業論としてと、景観を守るという視点と、農地や農業や森林の公益機能を守るという面のことです。例えば日本人がお米を一番食べたのは、昭和37年の118キロで、去年なんかは60キロを割ったんです。だから、それでは減反をもっとやって、田んぼがどんどん荒れてくるのもしょうがない。あるいは田んぼをコンビニに売りたいくなるというのは当然です。お米の消費が年60キロに下がってしまって、もうこれはしょうがないと考えるか、それから例えば6万5,000ヘクタールある茶園はどんどん減びていく。それはコーヒーを輸入しているからです。コーヒーを45万トン輸入しているわけです。お茶の生産は10万トンです。だから、日本人の嗜好飲料は、この席にもコーヒーが出ていますけれども、コーヒーで毒されてしまっているんです。従って、お米とお茶の活用をもうちょっと強調しなければいけない。お米とお茶という概念は、これはふるさとの独自性とか、日本人のアイデンティティーにも関係すると思うのです。

そういう観点で言えば、竹などが典型的です。竹というのも日本人の生活の中でもものすごく役立ち、ざるにしたり、たがにしたり、タケノコを食べたり、いろいろなことで使ってきたんですが、今は邪魔者になってきています。中国から安いタケノコを漬けて輸入しているという状態です。

そもそも国土利用の中には、一次製品の需要と自給率と、それが景観を守り、日本人のアイデンティティーを守るというような観点のことがなければ、グローバリズムの中であるようにしかならないという形になってしまうのではないかと私は思うので、そういうことは、例えば国土形成という言葉の前に、人格形成というのをやらなければいかんと思っています。ちょっと哲学的になってしまって申しわけないですが、言葉としては人格形成とか人間形成という言葉のほうが国土形成という言葉より古いんです。だから、ふるさとの自然を守るとか、ふるさとはありがたきかなということを考えると、自然が荒廃した都市にいて、自然に接することがなくなった大都会出身者は、ちょっと跛行した人格が形成されるに違いないと私は思うんです。そして、そういう国土形成は人格形成手法でもあるというような観点を入れなければならなくなったのではないかという感じを、それはお米とお茶をもうちょっと食べなければいかんというようなことと、非常に複雑に絡み合った大きな問題だと思うわけです。

それから、そういうことに関連しまして、今、日本の地方都市に起こっていることは、地下鉄のない地方都市は全くのマイカー社会化です。マイカー社会が土地利用をめちやく

ちやにしたともいえます。これは日本の国を豊かにした面があるから、自動車産業だけを攻撃することはできませんが、マイナス面が非常にあって、特に土地利用について言えば、もう日本列島全体にコンビニがものすごく広がってしまったんですね。それで、さらに郊外スーパー。郊外スーパーは農業に絶望した農民の農地を安く買い上げて、大きな駐車場にして、そこへ出店する。こういうことですから、マイカーくらい日本の土地利用をつぶした元凶はないんですね。郊外スーパーとコンビニというのは、地方の商工会とか、商工会議所に入らないんです。商工会とか商工会議所に入っている人たちは、消防団をやったり、防災活動をやったり、土地利用についてもしっかりした知識とか直感を持っているんです。ところが、コンビニやスーパーの人は、そういう地域社会とか、土地問題とかということについては、ただ安く買って駐車場を用意すればいいというだけのビヘービアなんです。だから、そういうものについても何か農業委員会だけでは守り切れないものがあるんです。

都市計画法は、全然そういうものについてはだめなんです。だから、新しく国土利用計画法か土地利用計画法か、あるいは自治体に任せて自治体の土地条例でやるか何かしないと、日本列島はますます荒れていってしまう。自給率論がない土地利用というのは、何か虚しい、あるいは無責任、無政府状態みたいな感じになるんじゃないかというおそれを、ちょっと言い過ぎたことがあるかもしれませんが、私は28年地方都市の市長をやっている、いろいろなことをずっと感じております。

ですから、自分の町だけで言っても、4,800戸あった農家が3,000戸数に減ったわけです。1,800戸減ってしまったんです。そういうこともあって、極論すれば、それがみんなその土地はどこへ行っただかという、スーパーとコンビニに行ったんです。何かちょっと告発的になって恐縮ですけども、日本の国土は景観が廃れてしまいます。

【小林部会長】 榛村市長さんの土地条例はよく学習させていただいておりまして、基本的には人間の資質にかかわる土地利用だというお話を承っております。ありがとうございます。

その中で、ご主張されました都市と農村が判別できない地域が増大しているというのは間違いのないことで、それをどのように受けとめるかということは、先ほど三好委員の耕作放棄地をどのように理解するかということともつながってございますので、その辺は国土利用計画の枠組みの中でぜひご議論させていただきたいと思います。ありがとうございます。

今日は1回目ですので、できるだけすべての委員の方からご発言いただきたいと思います。

どうぞ。

【根本委員】 根本でございます。一応銀行員ですので、経済の立場から発言をさせていただきます。

3点ございまして、1つは、計画の実現性を高めていただきたいということでございまして。計画は計画で実体は別というのは、経済の世界ではあまり意味を持たないわけでございまして、計画を信じて行動する経済主体が報われるというふうにしないと、いい計画にはならないということでございますので、一体性というキーワードをさっき部会長がお出しになりましたけれども、まさにそのとおりだと思います。できれば、国土計画相互間の一体性だけにとどまらずに、都市計画や経済計画も含めた矛盾のないようなやり方というのが考えられないかと思います。これはある意味、グローバルスタンダードを目指しまして、世界から見ると、その国がどのようになるかというのが地球間の投資競争の中で、この国は将来こうなるからここに金を出そうと思うわけで、そのビジョンが実現しそうかどうかというのは非常に大きな話になって、ビジョンはあるけれども実現性が低いということになると、リスクファクターが非常に大きくなるということで、じゃあ、日本じゃなくて中国にしようとか、オーストラリアにしてみようというふうになっていくわけですので、日本の国内の論理というよりは、世界的な判断の根拠に足り得るほどの実現性を持った計画というふうにぜひ進めていただければありがたいなと思います。それが第1点。

それから第2点が、非土地利用産業をどう見るかということでございまして、今日の資料の中にも、例えばネットビジネスとか、あるいは知的財産権とか、そういう土地を使わないけれどもGDPにもものすごく貢献しているような産業が出てきていて、それをどう位置づけていくのかという観点がちょっと薄いような感じがいたしました。これは分析の話ですので、お調べいただければ、ある程度わかると思いますし、それからそういうものが今後出てきたときに、土地の利用ということにどのようになっていくかということもおのずと議論ができると思います。それが第2点です。

それから第3点が、不良土地資産の処理の問題でありまして、先ほど農地の放棄の問題が出ましたが、ちょっと農業は専門外ですのでよくわからないんですが、工業用地とか、それから業務用につくった埋立造成土地が売れない状況というのが非常に多々ある

わけございまして、従来と決定的に違うのは、土地が捨てられる時代に入ってきていると、需給が完全に逆転をして、従来は土地は必ずだれか買ってくれるという前提で経済の理論もつくられていましたけれども、だれも買ってくれない土地が出てきているというのが非常に大きな転換だろうなと思うわけであります。

それで、これは国全体にとっては不良債権処理の話ですので、銀行の債権を処理するのが国全体でやったのと同じように、土地という不良資産もある段階で処理をしないといけないのではないかなと経済的には思っております。

なぜその処理が必要かというのをちょっと付言しますと、取得した価格に比べて地価が下がり過ぎているというのがバブルの後の共通の現象です。ですから、これは用途を変えるだけでは全然追いつかないわけです。どんな用途であれ、損を1回出さないと、だれも使ってもらえない現象です。これはビジネスの世界では、例えば、不良債権でもいいですし、事業再生でもいいんですけれども、1回目を安く買って、もともとその資産を持っていた人が損を出すことによってチャラにして再生をする。再生をする中で経済が回っていけば、長期的にはその損も回収できるだろうという判断で動いておるわけございまして、そのようなことを、これは国土政策というよりは土地政策の話になると思うんですけれども、避けて通っては非常にポイントがずれた話になってくると思います。最終的に書けるかどうかはちょっと別にして、議論だけはやはりしたうほうがいいかなと思っております。

以上3点。

【小林部会長】 第1点は、私もそのとおりだと思っております、制度の枠組みをどのようにこれから形成されるのか、なかなか難しい問題ではありますけれども、そういう方向に向かっていきたいと思えます。

2番目の非土地利用的というのは、私なりに理解すると、そういう産業が例えば都市の中の質の高い都市の中にむしろそういうビジネスはできるだけ入っていききたいという欲求があるとする、都市的な土地利用をできるだけ質の高いものにつくり変えていくというような議論を介在させて、国土利用計画と結びついてくるのではないかなと思っております。

方向性としてはそんな議論でよろしいのですか。

【根本委員】 はい。

【小林部会長】 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

では、有田委員。その次に亘理委員。

【有田委員】 土地の利用で、国土利用の質的向上という話がありましたので、その点に関して意見を述べます。

先ほど都市が縮小しているという話がありましたが、説明では、人口で評価されている。しかし、人口は減らなくても地方都市の空洞化の問題がある。また、空き家のデータについていえば、都市部だと空き家といってもマンションなんかの過剰供給による問題と、地方都市で、もう息子たちが出てしまっておやじたちも住まないで空き家になってしまったような、空き家との間には質の差があるだろうと思うのです。こういうものを空間的にとらえていけば、地方都市の抱えている質的差がもう少し具体的に議論できるのではないかという気がします。

私のかかわっている農村の問題と絡めてお話ししますと、人口が減っているから大変だという議論がなされています。これは国土形成計画との問題もあると思いますが、人口が減ること自体は、それほど深刻ではないと私は思っています。日本の戦後の都市形成というのは、とにかくやたら集中して、機能的な調整もないままに大きくなっていった。そういう意味では、ただ大きいだけで、機能的強みを持っているのかというと必ずしもそうではない。人口が減っていくというプロセスの中で、地方における分散的集中といいますか、そうした形で機能の高い都市をどうつくっていくのかがむしろ問われている。

農村部でいいますと、やはり農地の近くに人がいないと地域社会というのはもたないんです。そういう意味でも、単に過疎がよくないということではなくて、過疎地域でもうまく集中的な都市形成ができれば、土地問題にはかなり違った局面が出てくるのではないか。この部会での議論なのか、国土形成計画のほうの議論なのかわかりませんが、そうした観点と少しリンクさせて考える必要があるのではないかと考えています。

【小林部会長】 実は今のような有田委員のご議論が、おそらく先ほどご議論あった日本の国土がかなりモザイク状にあるということと若干関連しているのかなと私は勝手に判断して、先ほどご発言をお願いしたんですけれども、そういうことですよね。

【有田委員】 はい。

【小林部会長】 できるだけモザイク状であるから、そういうところは単に市街地が人口が減少したということが問題ではなくて、そこにしっかりとそれぞれのモザイク状の中に人々が介在して、それを維持管理しているような仕組みが日本国土で必要だというご議論だと思います。

【有田委員】 おっしゃるとおりです。

【小林部会長】 それでは、亘理さん。

【亘理委員】 従来の国土利用計画というのは、基本的に都市地域とか、農地とか、森林とか、自然法ということで、区域区分とか、地目別の対応というものを非常に重視してきたということなんですけれども、今日の委員の先生方のお話をいろいろと伺ってきますと、結局そういった意味での地域区分とか、地元別の考え方というものが絶対的なものとして扱えなくなってきたという、そういう状況であるのかなという印象を持った次第です。

今日のこの委員会の発足の趣旨においても、要するに、従来の国土利用計画の目標と、それから実勢とが乖離しているという話があったわけなんですけれども、だから、もともと立てた目標が甘かったとか、あるいは、その後、実際の世の中の動きのほうが大きく上回ったということもあるかもしれませんけれども、ある意味ではそのこと以上に、やっぱり従来の区域区分とか、地目別に目標を立てれば何とか国土の利用が適正にいけるという考え方自体がやっぱり反省を迫られているのかなという、そういう印象を持ったわけです。

私は専門は法律学でありますから、そういったことについて十分な統計とか、実態についての知見で貢献するというのはなかなか難しいわけなんですけれども、例えば、最近の法律でいいますと、昨年、景観法という法律ができたわけです。景観法というのは、あれはいわば重要なのは、つまり、例えば都市計画法などでは従来あまり重視されていなかった、ある意味では非常に意識が希薄であった景観という側面に光を当てて、それを非常に計画的、体系的に整備していこうと、そういう考え方を持った法律であると思うんです。

そういった意味で、言葉は悪いですけども、制度のすき間、非常に大きく広がっていたすき間とか、あるいは異なった制度化を横断的にとらまえることによって、優れた景観を維持したり、形成しようという、そういう法律だと思うんですけども。

それからもう1つは、景観法の場合は、まだ若干副次的にかかわっているという程度ですけれども、いわゆる農村計画、都市の景観、建築景観だけではなくて、農村景観のようなものも取り入れていこうということで、今、都市計画と農村といわば連携という方向性も打ち出しています。

そういった意味で、やっぱり従来の都市と農村とか、自然と市街地という、そういう区分を固定化できないという、そういう時代の1つの現れかなという気がしてしまして、やっぱりこの委員会で要求されることも、そういった意味で制度間のすき間を全体の統一的な視点でとらえていくとか、横断的にとらえていくということなのではないかと思います。

景観法との関係でいいますと、私、実は、最近、札幌市の都市計画審議会の委員になりまして、その辺で議論に景観法の話も上るんですけども、やっぱり現場の地方の職員の方は、どうやって使いこなしているのかよくわからない。結局、あまり役に立たないのではないとか、非常に消極的な見方が一部にあるんですね。これはやっぱりそうではなくて、従来でのそういう都市とか農村とか、あるいは市街化区域と調整区域というようなものを区分して考えるという発想があるからそういうふうになるのかなという気がして、先ほど農村景観計画についても言及しましたが、景観区域自体も、あれは実は景観計画区域自体も都市計画区域の外にまで伸ばして横断的にできるわけですけども、全体としてはそういったような発想方法というのがこれから求められるのかなと。もちろん区域区分に区分された地域ごとに対策を講じなければならないというのももちろん重要なんですけれども、やっぱりそれのみではなくて、それを絶対化しない発想方法が重要なんかと考えまして、この委員会でもそういった議論が必要ではないかという印象を持った次第です。

【小林部会長】 それでは、千田委員。

【千田委員】 千田でございます。

私どもの銀行は不動産の仲介を取り扱える唯一の銀行ということで、信託銀行の存在意義があるわけですが、実際のところ、不動産の利用ということから、不動産を売ったり買ったりする人が現実にはいて、それが結果的には、今、各委員の皆さんがおっしゃっていたような不動産の利用、あるいは未利用地の拡大その他に結果的には売ったり買ったりが繋がっているのかなと感じております。

現実には私どもの不動産の仲介というのは、ほとんど現在は都市部で行われておりまして、20年ほど前は工業用地の売り買いとか、そういうものがございましたけれど、今ではもうほとんど仲介の中心は、都市部の「収益物件」と称しておりますが、ビルその他の賃貸ビルということになっております。

先ほどマイカーの利用の促進によって郊外型スーパーが出てきて、それが農村の疲弊というか、荒廃につながっているとおっしゃっていましたが、都市部でも新幹線が非常に高速化することによって、例えば大阪と東京で比べますと、大阪の地価が相対的に大きく下がる。それから大阪のサラリーマンが減ると。大阪の営業所を閉めて東京に集中すれば日帰りで大阪に行かれるので、支店という核があったものが、逆に営業所に格下げになるということが起きています。東北地方でいいますと、東北新幹線が八戸まで延びたことに

よって、仙台の営業所が閉鎖になって、八戸に出張所を置けばいいということになり、そうすると、仙台のビルの空室が増えていって、あれほど大きな都市でも若干ビルの値段が下がっていくというような現象につながっています。感想めいたことにはなりますが、国土のそういういろいろな目標ということを立てながらやっているだけでほんとうにいいのか、そういう交通網の整備とかが結果的に便利になるはずなのですからけれども、逆にかえって取り残される地域が出てくるのではないかと思います。

私は先ほどの榛村市長さんと同じように静岡の出身ですが、新幹線も随分「ひかり」がとまって静岡市は便利になったんですけれども、途中の駅はほとんどとまらない、あるいはほんとうに遅い「こだま」もどんどん減っていくとか、もうほんとうに東京―大阪集中で、一方では、「のぞみ」は品川にも新横浜にもとまるということがどんどん過疎化とか、そういうものに影響を与えることも無視できないのかなと感じております。

それからもう１つ、特に工業用地だけではなく、都市部の臨海部等で、一番問題になっておりますのは、土壤汚染の問題です。「土地はだれのものか」ということにもつながりますが、今、土壤汚染が見つかったら、もうほんとうに大変な社会問題になりまして、我々も調査をし、土壤の改良ということをやっているんですが、経済合理性では全くおさまらないというようなことにもなります。それは、工場をつくって結果的にいろいろなものを昔に廃棄していたからそうだったということだけではなくて、埋め立て地そのものが、それを買った人の責任ではなくて、土壤汚染にさらされていて、結果的には工場や臨海部をビルその他に転用したくてもできないという問題が起きております。それをすべて民間の経済合理性の中で解決しようと思うと、先ほど根本委員がおっしゃったような土地が不良資産になるという問題が起きますので、その辺も視野に入れて議論していただければと思います。以上です。

【小林部会長】 わかりました。今のお話は、ある意味で、国土形成計画との関係、連携の議論にもつながると思います。国土形成計画の中でどういうふうに国土をつくるかということの議論とつながりますし、それからもう１つは、土地がマイナスの価値を持ってしまう、土壤汚染はそうですね。マイナスの価値を持ってしまったものを土地をどのように考えるかという、なかなか悩ましい議論が特に工業地帯では出てきているというお話で、先ほどの根本委員のお話とつながる議論だろうと思います。ありがとうございます。

では、星野さん、何か。

【星野委員】 私は市民活動の代表というか、そういった形で参加させていただいてい

るのかなと思うんですが、今、不良土地資産とかというお話もありましたけれども、先ほどやはり空き家がどんどん増えているという話で、私が住んでいる東京の多摩地域なんです、もう今でもどんどん新しいマンションがつくられているんですね。実は私もちょっと1つ裁判にかかわっているものもあったんですけど、そうやってどんどん環境に配慮しているようなことを言いながら、言ってしまうと、今度は簡単に民間で建築確認ができてしまって、その民間同士でいわゆるほんとうにバブルのツケではないですけども、そういったところで何とかマンションをつくって不良債権を回収しなければいけないといったような形で、どんどんマンションが今でもつくられている。なのに、ここのデータで挙がっているように、空き家の率がどんどん高まっていく、これは一体どういうことなのだというのは、これは2003年問題とかという形でも言われていましたし、一部には2005年問題があるんじゃないかといわれるぐらいに、やはりつくるだけつくっても、あとは知らないよといったような、そういったことがある。私たち市民は、いつもごまめの歯ぎしりで、結局、法律とか手続上何も問題がなければ、もう国も行政も何もかもがそれを認めてしまうといったような、その中で結局その裁判を起こしても、裁判もそういう法的な基準で判断するしかないんで、そこではやっぱり環境保全とかということが負けてしまうというのが現状なんです。

先ほど、計画の実現性というお話が幾つも出ていますが、やはりここで大きな日本全体のそういう方向性を決めるとしても、その自然の部分でいつも結局は市民が何もわからないままに、いつの間にか何かができてしまったよとか、環境が破壊されてしまったよということが繰り返されないように、そういった連携というか、そういったところまでも考えた実効性というものをぜひ考えていただきたいなと思います。

それから、これも先ほどからモザイク性とか、いろいろ日本の自然の多様性という話がありますけれども、日本が1億総何かと化という言葉のもとに、どこに行ってもそれこそコンビニがある、いい道路がある、それから電気も普通に使えるし、テレビも同じように見られる。はっきり言って世界中見てもこれほど北海道の端っこから沖縄の端っこまで行っても同じような生活が享受できるという国はほかにないと思います。果たしてそれがほんとうに私たちの幸せだったのかということ、やっぱりもう1回考え直したい。それは地域のいろいろな意味でのローカリティーとか、オリジナリティーといったようなものをもう1回見直す、そういった画一的でないまちづくりとか、地域の見直しみたいなものをやはり改めてというか、急がなければいけないのではないかと考えます。

それからもう1つは、いろいろ農林水産業のお話も出ていますけれども、私が仕事でかわっている自然環境に非常に興味を持っている若者たちを教育する専門学校では、だんだんやっぱり農業とか林業をやりたいという学生も、少しずつなんですがいるんです。でも、まだその受け皿というか、1つはやはり農業委員会などで新たに農業を始めるということへの規制が大き過ぎるとか、それから林業なんかでも、やっぱりその受け皿がないといったような、そういう部分がまだまだ多いと思うんです。

あと、榛村委員もおっしゃいましたが、若い人たちを見ていると、ほんとうに食べるものとか、それから日本のそれこそオリジナルな自然とかといったようなものについての知識とか、思い入れとかというものが非常に希薄になっているというのを年々感じるんです。

ですから、これはまたちょっと話が違うかなと思いますが、やはりそういう農業とか林業とかといったものに対するプライドというか、尊厳みたいなものが伝えられるような教育だとか、そういう自然をもっともっと世界と比較して日本というのはどういうものなのかということを教えていけるような、そういうものも必要なのではないかと思います。

最後の点は、ちょっとこの会とは違うかもしれませんが、そんなところをちょっと今考えております。

【小林部会長】 土地利用に直接つながるお話を幾つかいただいたんですけれども、例えばマンションの立地というのは、ある意味でそれぞれの各自治体で、例えば最近では条例をつくって規制しようとしています。私も実は国分寺市というところで新しいまちづくり条例をつくりました。それはマンションの規制をやりたいという部分がありまして、その規制をやりたいという部分の中に国分寺崖線という崖地に斜面緑地がある、湧き水がある、それを守りたいと。これは国の法律よりも上の規制値を設定してその緑地を守れ、あるいは水質をしっかりと調査しろという、そういう規定を入れました。その根拠になるのは、実は東京都が緑のマスタープランで国分寺崖線というものを位置づけているというところが1つのベースにあって、さらに今日のペーパーの21ページに、例えばこれから東京大都市圏ではこういう水と緑のネットワークを形成するんだという、例えば国の計画が位置づけられると、国と市町村の一貫した姿勢が制度の中で形づけられると、それが強力なツールになるはずだと考えておりまして、そういう意味で国土計画とおそらくつながっていく部分があると私は思っておりまして、ぜひそういう議論をさせていただきたいと思います。

【星野委員】 実は国分寺崖線でのそのマンション計画が、私が今お話ししたことだったんです。

【小林部会長】 ええ、既に条例ができる前にもう動いている、確認で動いてしましますね。

【星野委員】 そうなんです。

【小林部会長】 ありがとうございました。

予定の時間が来ておりますので、今日はいろいろ有益なご議論をいただきましたが、そろそろこの辺で終わらせていただきたいと思います。あとは事務局に、よろしいでしょうか。連絡事項がありましたら。

【岡田総務課長】 それでは最後に、次回の当部会の開催日程等につきましては、日程が決まり次第ご連絡をさせていただきたいと思います。その段階でまたご相談させていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。

【小林部会長】 どうもありがとうございました。

閉 会